

令和3年度第1回船橋市権利擁護支援等推進協議会 会議録

日 時 令和3年7月21日（水） 13:59～15:29

場 所 船橋市役所本庁舎 9階 第1会議室

出席委員 佐藤 彰 一 全国権利擁護支援ネットワーク 代表
森 本 亨 千葉県弁護士会京葉支部
矢部 智之 成年後見センター・リーガルサポート千葉県支部
澁澤 茂 千葉県社会福祉士会 会長
野口 友子 船橋市障害者成年後見支援センター センター長
赤堀 久里子 千葉県精神保健福祉士協会 理事
原田 裕仁 コスモス成年後見サポートセンター千葉県支部 千葉県支部長
丸山 恭平 船橋市社会福祉協議会 事務局次長

オブザーバー 斉藤 浩一 千葉家庭裁判所 主任書記官
吉田 真悟 千葉家庭裁判所市川出張所 主任書記官

市出席者 松戸市長
健康・高齢部 土屋部長
地域福祉課 小倉課長
地域保健課 細川課長補佐
障害福祉課 阿部課長補佐
ほか職員

事務局 地域包括ケア推進課 斎藤課長、窪田課長補佐、後藤課長補佐
ほか職員

次 第 1. 開会
(1) 委員の委嘱
(2) 市長挨拶
(3) 委員紹介
(4) 権利擁護支援等推進協議会の会長の選出について
(5) 権利擁護支援等推進協議会の副会長の選出について
2. 議事
(1) 成年後見制度利用促進基本計画の策定について
(2) 事務連絡
3. 閉会

傍聴者 1名
会議の公開・非公開の区分 公開

13時59分開会

1. 開会

(1) 委員の委嘱

○事務局（地域包括ケア推進課 窪田課長補佐）

定刻前ではございますが、委員の皆様おそろいになりましたので、ただいまより令和3年度第1回船橋市権利擁護支援等推進協議会を開催いたします。

皆様におかれましては、大変お忙しい中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

初めに、本協議会設置の趣旨についてご説明申し上げます。

本協議会は、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第1項の規定に基づき、認知症、知的障害、その他の精神上の障害がある者の権利擁護に係る仕組みづくりのため、船橋市の成年後見制度の利用促進に関する基本的な計画を策定するとともに、権利擁護支援のあり方についての検討及び司法、医療、福祉を含めた地域連携ネットワークの構築について検討するために設置するものであります。

では、次第に沿いまして委嘱状の交付に移りたいと思います。

委員の選任に当たりましては、事務局より関係団体等に推薦をお願いさせていただいたところでございます。ご多忙の折、お引き受けいただきました皆様には深く御礼を申し上げます。誠にありがとうございます。

では、委嘱状の交付でございます。皆様の席まで市長が参りますので、その場でご起立くださいますようお願いいたします。

それでは、市長、お願いいたします。

(松戸市長より各委員に委嘱状を交付)

(2) 市長挨拶

○事務局（窪田課長補佐）

続きまして、市長よりご挨拶させていただきます。

○松戸市長

皆様、こんにちは。市長の松戸でございます。

本日は大変お忙しい中、そして大変暑い日となりましたけれども、船橋市権利擁護支援等推進協議会にご出席をいただきまして、ありがとうございます。

また、ただいま委嘱状をお渡しさせていただきましたけれども、お引き受けいただきましたことを改めて感謝申し上げます。本当にありがとうございます。

今、世の中はコロナのこと一つで話題がずっと続いているような状況にございまして、船橋市では今コロナの専用病床を124床確保しておりますけれども、このところ急激に陽性の方が増えてきておりまして、ベッドのほうも今大体80ベッド

が埋まるような状況でございます。

特に20代から50代までの方の陽性が非常に多くなってきておりまして、市として今保健所と話をする中で非常に懸念をしているのが、30代、40代、50代の方が陽性になって、今まではほとんどが軽症だったのですが、ここに来て酸素マスク等が必要な中等症の方がそういう若い世代でも増えてきているということが大きな懸念材料です。

そしてまた、市の保健所で変異株の独自検査をしているのですが、やはり船橋市もデルタ株の比率がだんだん高くなってきておりまして、疫学の追跡調査をしても、どこで感染したか分からないという方が多い中で、ワクチンは国のほうの供給量が急に減ってしまいまして、これも市として今翻弄されている状況でございます。

ただ、そういった中にありますが、やはり行政というものは、どんな状況にあっても福祉や教育など様々な分野のものをしっかりと前に進めていく必要がございます。特にこの権利擁護のことにつきましては、今、船橋市も独居の老人の方が4万人を超えているような状況がありまして、障害や知的障害の方もいらっしゃいますし、今これから先に向かっていくときに、コロナとは別にこういった面での成年後見の形をしっかりとつくっていくことが必要だということになります。

国のほうでも計画が閣議決定されて、それに向けて取り組みが始まっておりますけれども、市としても組織横断的にそういった方々をしっかりと支えていける体制をつくっていきたいと思っておりますし、その計画をしっかりと策定して、その中で市民の皆さんを守りながら、みんなが安心して暮らせるまちを築いていきたいと思っております。

委員の先生の皆様方にはそれぞれの分野での知見を生かしていただいて、ぜひとも忌憚のないご意見をいただく中で、よりよい形で船橋市が前に進んで、そしてみんなが幸せになれるような、そんな社会を築くためにお力添えをいただければと思っております。

また計画策定までいろいろな形でご協力をお願いしますけれども、ぜひともよろしくお願いを申し上げます、ご挨拶にさせていただきます。今後ともよろしくお願ひします。どうもありがとうございます。

○事務局（窪田課長補佐）

以上をもちまして、委嘱状交付式を終了させていただきます。

市長は公務がありますので、これで退席をさせていただきます。

（松戸市長、退席）

（3）委員紹介

○事務局（窪田課長補佐）

それでは、次に委員の方の紹介をさせていただきますので、呼ばれた方はお一言ずつお願いいたします。

学識経験者として、佐藤彰一様。

○佐藤委員

佐藤彰一でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局（窪田課長補佐）

弁護士代表として、森本亨様。

○森本委員

千葉県弁護士会京葉支部から来ました弁護士の森本です。よろしくお願いいたします。

○事務局（窪田課長補佐）

司法書士代表として、矢部智之様。

○矢部委員

司法書士の矢部と申します。公益社団法人成年後見センター・リーガルサポートの会員として、そして司法書士として参画させていただきます。よろしくお願いいたします。

○事務局（窪田課長補佐）

社会福祉士代表として、澁澤茂様。

○澁澤委員

澁澤といいます。千葉県の社会福祉士会の会長をしています。よろしくお願いいたします。

○事務局（窪田課長補佐）

船橋市障害者成年後見支援センターの職員として、野口友子様。

○野口委員

船橋市障害者成年後見支援センターの野口と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（窪田課長補佐）

精神保健福祉士代表として、赤堀久里子様。

○赤堀委員

千葉県精神保健福祉士協会の赤堀です。よろしくお願いいたします。

○事務局（窪田課長補佐）

行政書士代表として、原田裕仁様。

○原田委員

行政書士会が運営しています成年後見団体のコスモス成年後見サポートセンター千葉県支部長をしております原田と申します。よろしくお願いいたします。

○事務局（窪田課長補佐）

船橋市社会福祉協議会の職員として、丸山恭平様。

○丸山委員

船橋市社会福祉協議会の丸山です。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（窪田課長補佐）

続きまして、オブザーバーとしてご参加いただきます千葉家庭裁判所様のご紹介をいたします。お一言ずつお願いいたします。

千葉家庭裁判所、斉藤様。

○千葉家庭裁判所

千葉家庭裁判所で主任書記官をしております斉藤と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（窪田課長補佐）

千葉家庭裁判所市川出張所、吉田様。

○千葉家庭裁判所市川出張所

千葉家庭裁判所市川出張所の主任書記官の吉田と申します。今後ともよろしくお願いいたします。

○事務局（窪田課長補佐）

続いて、協議会に参加している市の関係部署と事務局であります地域包括ケア推進課の職員を紹介させていただきます。

健康・高齢部長、土屋です。

○土屋健康・高齢部長

土屋と申します。よろしくお願いいたします。

○事務局（窪田課長補佐）

地域福祉課長、小倉です。

○地域福祉課

小倉です。どうぞよろしくお願ひいたします。

○事務局（窪田課長補佐）

地域保健課課長補佐、細川です。

○地域保健課

細川と申します。よろしくお願ひいたします。

○事務局（窪田課長補佐）

障害福祉課課長補佐、阿部です。

○障害福祉課

阿部といいます。よろしくお願ひします。

○事務局（窪田課長補佐）

地域包括ケア推進課課長の齋藤です。

○事務局（齋藤課長）

齋藤でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○事務局（窪田課長補佐）

課長補佐の後藤です。

○事務局（後藤課長補佐）

後藤と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

○事務局（窪田課長補佐）

同じく、私、課長補佐の窪田と申します。よろしくお願ひいたします。

次第を進める前にご案内いたします。ご発言の際のマイクの使用方法でございます。ご発言される際には、お手元にありますマイクのスイッチを押していただきますと赤いランプがつかます。こちらでマイクオンになります。発言が終わりましたら再度スイッチを押してマイクをオフにしてくださいようお願ひいたします。

また、お手数ではございますが、発言の都度お名前をおっしゃっていただきますようお願ひいたします。

（４）権利擁護推進支援等推進協議会の会長の選出について

○事務局（窪田課長補佐）

続きまして、本協議会の会長及び副会長の選任に移りたいと思います。会長の選任まで事務局にて進行させていただきます。

会長及び副会長の選任は、船橋市権利擁護支援等推進協議会設置要綱第5条に基づきまして、委員の互選による選出となります。委員の皆様いかがでしょうか、会長のご推薦はございますでしょうか。

森本委員。

○森本委員

森本のほうから提案させていただきます。

この協議会は成年後見制度の利用促進を含む権利擁護支援について検討、協議する場でありますので、深い見識が必要と考えられます。この協議会の前段である検討会においても会長を務めておられました全国権利擁護支援ネットワーク代表の佐藤委員にお任せしたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

○事務局（窪田課長補佐）

佐藤委員の推薦がございました。皆様いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○事務局（窪田課長補佐）

ご異議ございませんので、佐藤委員に会長をお願いいたします。

では、佐藤委員、会長席へのご移動と以降の進行をお願いいたします。

（佐藤委員、会長席に移動）

（5）権利擁護推進支援等推進協議会の副会長の選出について

○佐藤会長

それでは、ここから私が進行するということになります。

最初の議題は副会長の選出ということになっておりますので、どなたかご推薦ございますでしょうか。

○赤堀委員

赤堀です。会長に全国権利擁護支援ネットワーク代表である佐藤委員に就任いただいたので、副会長は矢部委員にお任せをしてはいかがでしょうか。提案です。

○佐藤会長

ありがとうございます。

矢部委員のご推薦がございましたけれども、皆様いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○佐藤会長

それでは、矢部委員に副会長をお願いするということにしたいと思います。

では、これから議事に移りますが、この会議の公開及び本日の協議会について、事務局のほうからご説明いただけますでしょうか。

○事務局（窪田課長補佐）

本会議につきましては、公開となります。また、会議後、会議録を作成し公開いたしますが、その際には委員の皆様のお名前につきましても公開となりますので、ご了解のほどお願いいたします。

なお、会議の開催につきまして、市のホームページにて開催日程等を事前に周知しておりますことをご報告いたします。

続いて、傍聴についてです。本日の会議につきまして、会議を公開することとした部分につきまして、傍聴者の定員を5名として市ホームページに掲載したことをご報告いたします。

本日、1名の傍聴者がいらっしゃいます。会長、それでは傍聴者に入場していただきます。

（傍聴者、入場）

○事務局（窪田課長補佐）

傍聴者の方は、事前にご一読いただいた傍聴に関する注意事項の内容に従って傍聴されるようお願いいたします。

それでは、議題に入る前に本日の資料について確認をさせていただきます。配付資料が足りない場合は、事務局で用意させていただいておりますので、挙手にてお知らせください。

お手元に配付させていただいた資料でございます。一番初めに会議の次第、次に席次表、協議会委員の名簿でございます。続きまして、資料1「船橋市成年後見制度利用促進基本計画素案」というものでございます。続きまして、資料2「船橋市権利擁護支援等推進協議会 計画策定及び中核機関の設置に向けたスケジュール」でございます。最後に、「船橋市権利擁護支援等推進協議会設置要綱」でございます。お手元、皆さんございますでしょうか。

次に、本日の議事についてです。本日の議事はお手元の次第に記載のとおりでございます。議事（1）成年後見制度利用促進基本計画の策定について、（2）事務連絡となっております。

（1）成年後見制度利用促進基本計画の策定につきましては、令和元年度からこの場にいらっしゃいます佐藤会長をはじめとする専門職の方々を交え意見交換を重ねてまいりました。令和2年度には成年後見制度利用促進検討会を実施し、本市の成年後見制度と関連する権利擁護支援のあり方について意見交換をするとともに、皆様方の意見をもとに、船橋市成年後見制度利用促進基本計画素案を作成しております。今回の議事では、昨年度にかけて作成した船橋市成年後見制度利用促進基本

計画素案をもとに、船橋市の計画策定に向けてご意見を頂戴したいと思います。

事務局からの連絡が長くなりましたが、ここからは佐藤会長により審議を進めていただきたいと思ひます。会長、よろしくお願ひいたします。

2. 議事

(1) 成年後見制度利用促進基本計画の策定について

○佐藤会長

それでは、議事に入りたいと思ひます。

次第に従って進めますが、まず議事の1つ目が「成年後見制度利用促進基本計画の策定について」ということとございます。ご案内のように、前段で勉強会をやっておりましたので、大体の様子は分かっている方が多いかと思ひますけれども、今日初めて参加される委員の皆様がいらっしゃいますので、事務局のほうで計画の全体をかいつまんでご説明をするということになっております。少し時間がかかるかもしれませんが、よろしくお願ひいたします。

○事務局（地域包括ケア推進課）

それでは、事務局の國島より計画素案についてご説明をさせていただきますと思ひます。

お手元にございます資料1をご覧くださいと思ひます。こちらはボリュームが多いので、前半の1章から2章までまず通して説明をいたしまして、後半として3章から5章までに分けて説明をさせていただきますと思ひております。

それでは、この計画素案について早速説明をさせていただきます。

まず1枚ページをおめぐりいただければと思ひます。目次の部分ですが、この計画素案につきましては、5章構成とさせていただきます。1章は「船橋市成年後見制度利用促進基本計画について」、2章は「状況と課題の整理」、3章は「計画の基本理念・基本目標」、4章は「実現に向けた具体的な取り組み」、5章は「計画の評価及び進行管理」としております。

まず初めに、第1章から第2章までを説明させていただきますと思ひます。

第1章の1ページ目の部分です。「船橋市成年後見制度利用促進基本計画について」をご覧くださいと思ひます。1章では成年後見制度利用促進基本計画についての意義や計画の概要について記載しております。

船橋市の計画策定のスタンスといたしましては、単に成年後見制度の利用促進ということではなく、本人にとって最適な権利擁護支援や成年後見制度利用促進を実行していくという素案としております。そのためこの協議会の名称も「権利擁護支援等」という言葉を用いております。

1章の2ページ目をご覧ください。ここでは、計画に入る前に用語や説明の解説を入れております。このような用語の解説につきましては、一般的には巻末に載せるということも考えられるかと思ひますが、計画の内容に難しい制度や専門用語などが記載されているため、一般市民の方にお読みいただくことを想定した結果、冒

頭に入れさせていただいております。

続きまして4ページ目、5ページ目をご覧ください。計画の位置づけにつきましては、4ページのイメージ図のとおりです。船橋市の総合計画や地域福祉計画などと整合性を図りながら、計画の期間につきましては5か年としております。

続いて2章について説明をさせていただきたいと思っております。6ページ以降になります。6ページをご覧ください。第2章につきましては、船橋市の状況と課題の整理について記載しております。船橋市の様々な権利擁護に関連する統計データについて記載しております。こちらのデータですが、かなりボリュームがありまして、全部を説明しますと時間もなくなってしまいますので、権利擁護の状況をポイントだけ説明させていただきたいと思っております。

まず初めに人口の構造ですが、船橋市は64万人を超える都市となっております。

7ページ、8ページですが、7ページでは高齢者の状況を記載しております。こちらの下の表の「④ひとり暮らし高齢者数」のところですが、高齢者の人口は今現在15万人を超えている状況です。先ほど市長のお話にもありましたが、ひとり暮らし高齢者が4万人を超えている状況となっております。

続きまして8ページをご覧ください。8ページの⑤は認知症高齢者数の統計データとなっております。これはあくまで介護保険上のデータの話ではございますが、認知症高齢者の推定人数は、令和2年が約1万8,000人となっております。

続きまして障害者の状況につきまして、10ページをご覧ください。知的障害者の手帳保持者の状況、①です。こちらは年度ではなくて各年3月末時点での集計データとなっておりますが、令和3年のところ、これを合計しますと知的障害者の手帳保持者数は約3,700人となっております。

続きまして精神障害者の手帳保持者、②につきましては、約5,800人という状況になっております。いずれも人口増加なども影響しているのかもしれませんが、毎年増加傾向にあるというところがございます。

これまでの認知症の高齢者数や知的障害・精神障害者の手帳保持者数を足し合わせて単純計算しますと、約2万7,000人が権利擁護支援を受ける可能性がある予備軍であることが見て取れるかと思っております。

続きまして、権利擁護に係る相談件数について説明させていただきます。ページが前後して申し訳ございませんが8ページにお戻りいただけたらと思っております。こちらは延べ件数で申し上げたいと思っておりますが、地域包括支援センターにおける相談件数は、令和2年度で約3,500件という形になっております。⑥のところでございます。

続きまして、11、12ページをご覧ください。11ページは障害分野における権利擁護の相談件数ですが、障害者成年後見支援センターでは約7,400件、12ページの障害者総合相談窓口の権利擁護の相談件数としましては約2,800件となっております。過去5年間のいずれのデータを見ても増加傾向にあるということが見て取れるかなと思っております。

ということで、これらのデータだけでも権利擁護の需要は相当数あると考えられるところです。まだまだ統計データ等はあるのですが、これらのデータ以外に成年

後見の市長申立て数や千葉家庭裁判所のご協力による成年後見関連のデータ、また虐待や消費生活センターなどの統計データを記載させていただいております。一つ一つご説明をさせていただきたいところなのですが、お時間の関係で割愛させていただきたいと思います。

続きまして、26ページの説明に移らせていただきます。こちらでは2章のその2ということで、これまでの統計データや意見交換会、検討会を参考に、船橋市の課題を挙げている項目でございます。一つ一つ説明をさせていただきたいと思いません。全部で5つの課題を挙げさせていただいております。

まず課題1ですが、「権利擁護の考え方や制度が十分に知られていない」というところです。権利擁護を必要とする人がいても、周囲の人が権利擁護の考え方を知らないとその人の支援の必要性に気づくことができません。また、成年後見制度に関する認知度も十分ではないことから、課題の1を挙げさせていただいております。

続きまして、課題2です。「制度が利用しづらく、制度を利用する本人がメリットを感じにくいことで、制度の利用につながらない」。これは成年後見制度の手続が煩雑であることから、制度を必要とする人であっても躊躇してしまう現状が見られます。また、制度の利用を支援する仕組みも十分とは言えないことから、この課題を挙げさせていただいております。

続きまして、課題3です。「必要な時期、必要な人に必要な権利擁護支援が行き届いていない」。権利擁護を必要とする方の特徴としては、やはり自ら助けを求めることができなかつたり、また、助けを必要とすることに気づかなかつたりします。これらの方々を早期の段階で支援が必要な人に必要な支援が行き届くことが必要であるため、この課題を掲げております。

続きまして、次の27ページ、課題4です。「様々な課題に対応する支援ネットワークが確立されていない」。船橋市では各分野の専門性が高い相談機関は整備されておりますが、例えば“8050問題”など分野横断的に支援を必要とする人は少なからずおります。地域共生社会がうたわれている中、今後ますます各関係機関との連携が重要となることから、この課題を挙げさせていただいております。

続きまして、課題5です。「権利擁護に特化し、より専門的な相談に対応できる機関がない」。権利擁護における対応について、船橋市では虐待の対応等につきましては、整備はもう既にしているところなのですが、その他の権利擁護に関する支援体制はまだ十分に整備されていない状況でございます。そのためこの課題を挙げさせていただいております。

2章につきましては以上です。

佐藤会長、一旦お返しいたしますのでお願いします。

○佐藤会長

ありがとうございました。

1章、2章について、ポイントだけですが全体の概要をご説明いただきました。この1章、2章について、何かご質問、ご意見がある方はいらっしゃいますか。

○澁澤委員

澁澤です。事前に資料を送っていただいたので目を通させていただきました。その中で2つほど質問があるのですが、24ページに障害者虐待に関する通報受理件数が書かれています。僕は千葉県がやっている総合支援協議会の権利擁護部会の委員をさせていただいていて、去年はコロナで潰れてしまいましたが、例年、県内の自治体の虐待の通報件数を一覧にしてあって、船橋は結構多いんです。多いというのは間口を広く受け止めているという意味で僕はいいことだと思っていますが、そういう意味で、令和2年度でもいいのですが、全体で35件の受け付けをした中で虐待と認定したのはどれぐらいの数があるのか、教えていただけないでしょうか。

○障害福祉課

障害福祉課です。令和2年度で申し上げますと、養護者虐待が5件、施設虐待が10件、使用者はゼロです。まだ継続しているところもあります。この5年間の統計でいきますと、養護者虐待は51%、施設虐待は47%、使用者はゼロなのですが、養護者と施設虐待については、おおむね半分ぐらいがこの中で虐待ありとなっております。

○澁澤委員

分かりました。ありがとうございます。
もう一ついいですか。

○佐藤会長

どうぞ。

○澁澤委員

同じページの社協さんがやっというらっしゃる居住支援事業です。これは県内では圧倒的に先駆けでやっというらっしゃることと聞いていますが、数で言いますと元年度から2年度になぜこんなに落ちたのだろうというのは素朴な疑問です。そういうことも含めて、この事業の意義はとても分かるのですが、やっというらしてご苦労や課題が何かあれば、概括的で結構なのですが、教えていただけないでしょうか。ざっくりな質問で申し訳ないですが。

○丸山委員

社会福祉協議会の丸山でございます。ご質問ありがとうございます。居住支援についてということでお話をさせていただきます。

まず、令和元年度から2年度について、数が減っているということでございますが、こちらにつきましては、やはり新型コロナウイルスの影響により、高齢者の方など住居の確保が難しい方が外出を控えたということもございまして、件数が減少したものと考えております。

本事業につきましては、そちらに書いてあるとおり高齢者の方を中心に障害者の

方など、なかなか住居の確保が難しい方に対して私どもが不動産屋との間に立ちまして、物件紹介のお手伝いをさせていただいている事業になっております。

この事業の課題ということですが、専任の担当職員がいないのでほかの業務と兼務しておりまして、慢性的に人員不足であるということと、不動産業務の専門的な知識が難しい部分がありまして、そのノウハウの習得に時間がかかっているということが挙げられます。

○佐藤会長

濫澤さん、よろしいですか。

○濫澤委員

はい、ありがとうございました。

○佐藤会長

ほかに何かご意見、ご質問はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

障害者の数、高齢者の数、うち認知症の高齢者の数等々データを説明いただきました。その中でどういう権利擁護支援がその人にとって必要なのか、全員が全員成年後見を使う必要はさらさらないということが前提にあるわけですけれども、どういう支援が船橋市で必要なのかということ、これから検討していくことになるかと思えます。

よろしいでしょうか。またご質問がございましたら後で承りますので、取りあえず1章、2章については説明を受けたということで、後半の3章から5章にかけての説明をいただけますでしょうか。

○事務局（地域包括ケア推進課）

それでは、引き続き、事務局國島のほうで後半の3章から5章にかけての説明をさせていただきます。

ページでいいますと、28ページをご覧くださいと思います。第3章の部分です。第3章では、計画の基本理念・基本目標を記載しております。

計画の基本理念としましては、こちらに記載をしておりますが、「みんなでつくる支援の輪。自分らしく暮らせるまち、船橋。」といたしました。これは、誰もが地域で安心して生き生きと暮らしていくためには、権利擁護の問題について、全ての市民にまず自分事として考えてもらう必要があること。支援をされる人、支援をする人、それをつなぐ人と、全ての方に役割を持ってもらうことが重要であること。そして、たとえ認知症や障害を抱えたとしても、自分らしい生き方を選択できるまちづくりを目指すためという意味を込めて、こちらを基本理念としております。

こういった考えのもと、下の部分に計画の基本目標として2点挙げさせていただいております。1点目、「必要な人に必要な権利擁護支援が行き届く仕組みづくり」、2点目、「地域における権利擁護支援体制を構築する仕組みづくり」、この2点を掲げております。続きまして、この基本目標を実行するために、4章のほうに移ってまいります。「実現

に向けた具体的な取り組み」ということで、29ページ以降でございます。

4章では、5つの課題に対して、船橋市の取り組む内容を記載しております。30ページをご覧くださいと思います。

船橋市では、課題に対する基本方針として、大きく3つの方針を立てております。表の左側の部分でございます。1つ目「市民が安心して、制度を円滑に利用できる体制の整備」、2つ目「権利擁護の包括的な相談支援体制と地域連携ネットワークの構築」、3つ目「中核機関の設置と環境整備」と、大きな3つを挙げております。

この3つの方針から、さらに細かく具体的な取り組みを記載しております。これは、実際にページをめくりながら説明をしていきたいと思っております。

31ページをご覧くださいと思います。まず、基本方針の1、「市民が安心して、制度を円滑に利用できる体制の整備」です。

1つ目の施策として、「成年後見制度の周知と利用しやすさの向上」を掲げております。これは、国が成年後見の利用促進等を掲げているものでもありますが、実際を見ても、成年後見制度は複雑で手続も煩雑な上に、利用の判断が難しいといった問題があります。そうした問題点を改善する必要があることから、この基本方針1で、施策の1という形で掲げております。

さらに具体的にお話をさせていただきますと、「広報・啓発活動の推進」です。もう一つは、「相談支援体制の整備」を記載しております。

相談窓口につきましては、成年後見制度の専門の相談窓口として中核機関を整備するだけでなく、権利擁護支援の二次相談窓口として整備することを特徴としております。

船橋市は、先ほども少しお話ししましたがけれども、既に専門性の高い相談機関はいくつもございますので、まずは既存の相談機関を活用しつつ、権利擁護の部分においては新たに立ち上げる予定の中核機関がバックアップすることを考えているところでございます。

相談機能の体系図が34ページにございますので、そちらをご覧くださいませうでしょうか。

相談機能の体系はこちらの図のとおり、まずは地域で問題をキャッチする、困っている方に気づいて、つなげるという役割を持ってもらうところからと考えております。地域で問題をキャッチして、各専門の相談機関が相談を受ける形をつくってございまして、なぜかという、相談の端緒が権利擁護の問題から入ることは意外と少なく、まずは自身の身近な問題である介護や障害の問題、あとは生活困窮や消費者被害などの生活課題から入ることが多いことから、まずは気づいて、一次相談機関でキャッチするというような形をとっております。各相談機関で相談を受ける中、権利擁護の対応が必要なときには、新設する予定である中核機関と連携をして対応を考えていきます。ここのが相談の体制図となっております。

続きまして、35ページです。次の施策の取り組みに移りたいと思っております。

施策に対する取り組みの(3)です。3つ目として、「親族後見人の普及や後見人支援の推進」を掲げております。

現在、親族後見人より専門職後見人のほうが数が多いというような事態になっております。専門職後見人の必要性は、もちろん言うまでもないところではございますが、や

は、きめ細やかな身上保護を行うという観点からいけば、親族の役割というのは非常に重要なものになってきます。これから増大する後見需要に備えて、親族が安心して後見人になれる体制をつくるのが重要ではないかと考えております。また、もちろん親族と専門職の分業という形も、ひとつ考えてはいるところでございます。

続きまして、4つ目ですけれども、下のほうです。「意思決定支援や身上保護を重視した運用」です。

こちらは、国の基本計画でもうたっているところではございますが、支援を必要とする人に自分らしく生き生きとした生活を送ってもらうためには、非常に重要な部分ではないかと考えております。一般市民や支援する専門職、後見人に対して働きかけを行うことが必要と考え、こちらに記載をさせていただきました。

続きまして、36ページ、施策の2について説明をさせていただきたいと思っております。施策2は、「幅広い権利擁護支援における事業の展開」としてあります。

こちらの意義といたしましては、権利擁護は成年後見制度それだけを整備すればいいというものではありません。成年後見制度はあくまで最後の手段であるため、支援を必要とする人に対して様々な選択肢が与えられるように、成年後見制度以外の幅広い権利擁護における取り組みが重要と考えます。また、自助や共助の取り組みとして、元気づちから、判断能力の低下に備えてあらかじめ準備をしてもらう取り組みを推進していく必要があると考え、こちらに記載をさせていただいております。こちらの項目には、そのほかに「日常生活自立支援事業の適切な活用」や「身寄りのいない人への支援」を掲げさせていただいているところでございます。

続きまして、38ページの説明に移らせていただきたいと思います。基本方針の2ということで、「権利擁護の包括的な相談支援体制と地域連携ネットワークの構築」としてあります。

こちらの具体的な施策は、方針のとおり、権利擁護支援のネットワーク構築を掲げてあります。

具体的には、現在の船橋市権利擁護支援等推進協議会をそのまま生かす形をつくりまして、来年度以降、ネットワーク構築のための協議会運営を行っていくとともに、協議会や専門職の助言等を活用して、本人を取り巻く支援チームの支援を行っていくことを考えております。例えば、事例検討や困難ケースに対応するためのバックアップ体制なども整えていきたいと考えているところでございます。

駆け足になりまして申し訳ございませんが、続いて、40ページの基本方針3に移りたいと思っております。基本方針の3は、「中核機関の設置と環境整備」を掲げてあります。

施策の1つですが、これまで掲げてきた施策を実施するための中核となる機関、いわゆる中核機関を設置していくというものです。船橋市では、この中核機関の設置を市の直営で行っていくことをただいま検討しております。

中核機関の機能につきましては、国の成年後見制度利用促進基本計画においては、広報機能、相談機能、成年後見制度利用促進機能、後見人支援機能の4つの機能を掲げてありますが、船橋市においては段階的に整備を行うこととし、まずは広報機能、相談機能を優先して整備していきたいと考えております。

3つ目、4つ目の成年後見利用促進機能と後見人支援機能については、機能の一部を

実施しつつ、ほかの権利擁護支援の状況を見ながら段階的に検討していきたいと思っております。

続きまして、42ページの説明に移りたいと思います。真ん中から少し下の部分、施策の2でございます。「権利擁護における人材育成と地域資源の整備」を掲げております。

権利擁護支援における人材については、先行している他市町村の状況を見ましても、マンパワー不足が課題になっているということをよく聞きます。ここでは、市民力を活用して、権利擁護支援に携わっていただく担い手の育成などを記載しているところでございます。また、法人後見についても、成年後見制度の重要な社会資源の一つです。中核機関や協議会、既に実績を積んでいる障害者成年後見支援センターを通して、支援策を検討していくことを盛り込んでおります。

駆け足になりましたが、具体的な施策や取り組みについての説明は以上となります。引き続き、4章の残りの部分と5章の説明をさせていただきたいと思っております。

さらっとになりますが、まず、44ページでございます。こちらは、船橋市の相談機関の一覧を載せさせていただいております。一般市民の方が見て分かるような形で、こちらを記載させていただいているところでございます。

続きまして、47ページでございますが、こちらでは「船橋市が取り組む段階的な整備について」を記載しております。ここら辺につきましては、いつやるかという時期がちょっとずれるかもしれませんが、暫定でこのような形を記載させていただいております。

最後、48ページについては、5章ということで「計画の評価及び進行管理」について触れて、この計画の結びとしているところでございます。

ちょっと駆け足になって申し訳ございませんでしたが、事務局からの説明は以上でございます。会長、よろしくお願いいたします。

○佐藤会長

ありがとうございました。

3章から5章にかけてのご説明をいただいたわけですが、1章から2章にかけてでも構わないのですけれども、何かご質問、ご意見等おありの方、いらっしゃいますでしょうか。どうぞ、森本委員。

○森本委員

森本のほうから、質問が3点ぐらいあります。もしかしたら、ちょっと意見に係る部分もあるかもしれないのですが。

まず、この施策内容で、31ページ以下、「具体的な取り組み」というところに「推進」と「継続」、それから「検討」というふうに付記がされています。あと「新規」ですね。これは「推進」と「継続」に違いがあるのかどうかということです。「継続」というのは、今やっていて、特に今後推進はせず現状維持という意味が含まれているのか。そうでないとなれば、全て推進すべきということになってくるので、新規かそうでないかだけ分かればいいのかなどとも思ったりしました。

あるいは、優先順位をつけたいという意味があるのだとすると、それは47ページの

段階的整備のところでは示されているとも見えるので、特にここで推進か継続かを区別する必要もないのかなと思いました。大分、意見でしたね。

どうでしょうか、一個一個やり取りしましょうか。

○佐藤会長

一個一個聞きましょうか。今のご質問について、事務局のほうで何かお答えいただけますでしょうか。

○事務局（地域包括ケア推進課）

事務局でございます。

森本委員のおっしゃるとおりなのかなと思いましたので、ここにつきましては、持ち帰りまして修正等させていただきたいと思っております。

○佐藤会長

森本委員、よろしいですか。

○森本委員

ご検討いただければ大丈夫です。

2つ目ですけれども、36ページの一番下の「具体的な取り組み」で「新規」となっている「日常生活自立支援事業の活用」というところですが、これは、活用という意味で新規ということなののでしょうか。一応、事業としては、1章でしたか、「ぱれっと」という名称で事業を展開しています、というふうに3ページに書いていることとの整合があるんですね。だから、この事業自体が新規みたいに誤解を覚えてしまわないようにしたほうがいいのかと思いましたので、もしこの中で新規として捉えるのが、次のページ、37ページ上から5行目の中核機関との連携についての協議という意味なのであれば、②にして分けたほうがいいのかもしいないと思いましたが、これが2点目です。

○佐藤会長

ありがとうございます。

今の点については、事務局のほうでお答えいただけますでしょうか。

○事務局（地域包括ケア推進課）

おっしゃるとおりでございます。37ページの下の方の、社会福祉協議会と中核機関の連携についてが、新たに協議していく部分で出てくるということで、そういう考えの下、「新規」という表記をさせていただいたのですが、誤解を招くような形になってしまうと問題ではございますので、表記につきましては検討させていただきたいと思いましたが、

○佐藤会長

よろしいですか。

○森本委員

はい、ご検討いただけると。

すみません、3点目ですけれども、43ページの「(2) 法人後見の普及、育成、支援」の「具体的な取り組み」の②のところですか。ほかは多分、「検討」というのがないのかなと思いました。見落としていたらすみません。②の「法人後見への支援」が「検討」というふうになっていて、いろいろ配慮の上での表現なのかなという気もするのですが、計画として施策を打ち出すので、検討段階のものを書くという感じになるよりも、「新規」とちゃんと書いていただきたいとか、検討していくという表現にはなっていますけれども、その検討自体はやるということなのであれば、「新規」ということで書いていただきたいところではあります。可能でしょうかという質問です。

○佐藤会長

3点目もまた「新規」「継続」というふうに用語の問題になりますけれども、お答えいただけますでしょうか。

○事務局（地域包括ケア推進課）

こちらは、我々の市だけで進められる問題ではございませんので、関連する部門の部署、団体と協議の上で、表記のほうも検討していきたいところでございます。

○佐藤会長

森本委員、よろしいですか。

○森本委員

そうですね。「具体的な取り組み」として、「検討」といきなり書いてあるとあまりよくないのかなと。最初からまだ検討中というよりも、検討していくことを新規の活動としてやりますということできりぎりいけるのであれば、この付記の「検討」というのは「新規」にしたほうがいいのではないかなとやっぱり思うので、その方向でできたら検討してほしいという意見です。

○事務局（地域包括ケア推進課）

はい、検討してまいります。

○佐藤会長

では、よろしく願いいたします。

新規に検討なんていうと、もっとややこしくなりますから。

○森本委員

そうですね、ちょっとここは微妙なところだと思います。

○佐藤会長

まあ、よろしく願いをいたします。
ほかにご意見、ご質問。どうぞ、澁澤委員。

○澁澤委員

2つ3つなのですが、1つは、37ページの「身寄りのいない人への支援」というところで、身寄りのない人の問題って、数年前に鹿児島県のNPO法人が厚労省の委託を受けて調査されたりしたこともあって、ここ数年、よく言われるんです。この間、病院のソーシャルワーカー協会の全国大会があって、その一部門でも身寄りの問題が言われたりしました。

後見を利用される方とか、先ほどの居住支援なんかはまさに先駆的な取り組みだと思いますけれども、身寄りのない方の問題はこれだけではなくて、例えばすごく具体的には、救急車に乗せてもらえなかったり、救急搬送された病院は、死にそうだったら受けてくれるけれども、そこからリハビリの病院なんかに転院するときに、身寄りの人がいないと受けてもらえなかったりということが実際結構あって、すぐにどうせよということではないのですが、課題としてそういうことがあるというのを含んでおいていただきたいなと思いました。

これは意見なので、特に回答がなくてもいいといえいいです。

○佐藤会長

とはいえ、何か回答がありますか。

○事務局（地域包括ケア推進課）

事務局でございます。やはり同じような相談事は、地域包括支援センターのほうには結構な件数、病院とか施設から入ってきている状況は伺っております。

やはり国の制度の問題、法律の問題もありますし、難しい部分も非常にあるところではございますが、今現在の対応といたしましては、例えば病院さんから相談を受けたら、早急に成年後見の申立てにつなげるような支援をするなどして、対応を行っているところでございます。

逆に、施設さんや病院さんが身寄りのない方の受入れのノウハウがなくて、そういった理解がなくてお受けができないというパターンも、実は掘り下げるとあたりはします。そういったところは、国のほうでもガイドラインが出てございますので、考え方の普及・啓発等をしていくことも重要なのではないかと考えております。

○佐藤会長

よろしいですか。

○澁澤委員

ネットワーク会議なんかで継続して取り上げていただくという課題なのかなという気がします。

○佐藤会長

私がしゃべっていいのかどうかよく分かりませんが、さっき澁澤委員がおっしゃった鹿児島医療法人って、「つながる鹿児島」ですね。結構、いろいろ集めて、みんなでしゃべる活動をやっていたりするのですが、このおひとり様問題の一番きついの、ほとんど一日中、誰ともしゃべらないという人が多いので、どこかでしゃべる機会をつくっていくような活動も入らないと対応できないわけです。そうすると、ここの①と②だけだと、そんなのどこに入るのかみたいな話になっていくので、別段、今すぐ何か考えられるというものではないかもしれませんが、そういうところをこのネットワークの中で議論していけたらいいな、というような表現にさせていただけるとありがたい。

澁澤さん、それでよろしいですか。

○澁澤委員

はい、ありがとうございます。

○佐藤会長

2点目、どうぞ。

○澁澤委員

相談機関や地域ネットワークに関してのことですけれども、成年後見について、いろいろな職種が関わりあるわけですが、職種によってというか人によってというか、意見が随分違うような場面がとてもあるように実感として感じています。

僕は日頃は千葉県の東の茂原の辺りで、中核地域生活支援センターの仕事をしています。そこで、後見を受けた方や申立てのお手伝いをすることもありますけれども、そんなこんなで、10年ぐらい前から地元の法律家の方とか地域包括とかと、後見だけではなくいろいろな勉強会をしてきています。行政の方なんかも参加してくださって、随分意見がすり合ってきて、それでも全然足りないですけれども。

相談機関や地域ネットワークみたいなものをつくる時に、誰が正しいということではないと思いますけれども、少なくとも違った意見を持っている人がたくさんいることを理解して、その意見を集約していく。事務局はものすごく大変だと思うのですが、そういうことはものすごく大事なことだと思っています。この47ページの図でいくと、上から3つ目の研修の開催なのか、中核機関の地域ネットワークの適切な意思決定なのか、それらのいろいろなところに要素としては含まれるだろうと思うのですが、そういうことがとても重要だということを申し上げたかったです。

○佐藤会長

それは、ご意見ですか。

○澁澤委員

船橋はとてもうまくいって、そんなこと言われる筋合いはないと言われればそうですが、でも事務局だけではなくて、よかったらほかの皆さんのご意見も伺ってみたいなど思うところです。

○佐藤会長

船橋は人口が多いので、専門職団体相互の話もなかなか難しいというところがあります。役所の規模も大きいですから、役所の中の調整も大変というところはあるのかもしれないですが、何か事務局の方でどなたかご発言ありますか。

○事務局（地域包括ケア推進課）

逆質問で大変申し訳ございませんが、具体的に、違う意見というのはどういうふうに違うのかを教えてくださいませんか。

○澁澤委員

すごく明確に言うと、こんなことで後見人をつけなくてもいいのにみたいな感じでついでしまった人に出会うことが時々あるんです。やり直しが利かないので、ここは申立てのときにもうちょっと誰かがチェックできたり、もうちょっと意見交換していれば、そうはならなくても済んだのではないかなというようなことがあります。決定的にはそれです。やり直しが利かない。

後見の仕事の中で何をやるかというのは、後見人を受けている方によって随分違うので、一つは、前に勉強会を始めた頃、「後見人を受任すると独りぼっちになっちゃうんだよ」みたいなことを言われた司法書士の方がいらして、僕たちみたいな立場の人とか後見人を選任すると、その人におんぶしてしまうというか、みんな任せてしまうみたいなことがあったなど。そこは、後見人が真ん中でなくてもいいけれども、あくまでチームの一員としているんだというようなことをみんなが理解していることとか、そんなようなことでしょうか。

○事務局（地域包括ケア推進課）

そうですね。判断の部分とか、成年後見人の業務の内容の理解は、確かにいろいろな業種によっても違いますし、個人によっても若干ずれてくる部分もあるのかなということは、いろいろな方々の話を聞いて感じているところでございます。

そこら辺につきましては、中核機関をつくることにはしておりますので、先ほど、この一連の計画の説明の中でも利用の判断が難しいという説明をさせていただいたところがあったと思うのですが、判断の部分に関しては、やはりチームで決める。協議会で決めたり、中核機関が間に入って判断していくところが必要なのではないかというふうには考えておりますので、まずは中核機関をつくりつつ、ほかの専門職の方々や支援者の方々の考え方については、研修とかそういったものを通して、みんな意思統一していく必要があるのかなと考えております。

○佐藤会長

ありがとうございました。

ほかの委員の方でも構いませんが、この点について何かございますか。どうぞ、野口委員。

○野口委員

野口です。先ほど澁澤委員がおっしゃっていたように、やはり後見制度というのはほかの制度と違って、始まったら、「もうお互いいなくていいよね」「いなくていいよ」というところで、やめることができないというのが、やはりほかの福祉制度とすごく違うところだなと思います。

私たちも申立てのときから関わる人が多いのですが、そのときはある課題があってもどうしても後見人が必要だということをつくともあるのですが、それがなくなってしまうと、もしかしたら後見制度の利用ではなく、ほかの方法があったのではないかと思うこともあります。だから、一番最初に相談があったときに、何でもかんでも、お金の使い方がちょっとできないから後見だとかそういったことではなくて、いろいろな制度があって、その制度がなかなか難しいから、もう後見しかないよねというところで使われるべきではないかと思います。

あとは、後見人がついたら誰もいなくなっちゃったというのは、全く同じことを感じることがあります。後見人がついたら安心だといって、割と何でも後見人のほうに投げられてくることもあるのですが、そうではなくて、私もチームで支援することが一番大事だと思っているので、ケア会議とかがあればご本人と一緒に呼んでくださいという形で参加しますし、やはり、いろいろな支援を必要とする方の周りにいろいろなサービスがあったら、その人がより良い生活が送れるのかなと思うので、その中の一員であるべきではないかと思います。

○澁澤委員

ありがとうございます。偉そうに言ってすみませんでしたけれども、ケーススタディの積み重ねみたいな感じなのだと思います。

○佐藤会長

船橋市内の専門職で、法律、福祉含めてですが、何人かが1か月に一遍とか2か月に一遍寄り集まって、意見交換をここ5年くらいやっているんです。ですので、その人たちの間では、ほぼ感覚は共有されつつあります。それと、こういう協議会をやると、事務局ともいろいろと話しますので、だんだん役所のほうとも感覚が共通してきているかなというのが、私の個人的な受け止め方です。今後どうなるかというのは、このネットワーク協議会の進行で、かなり変えなければいけないということですが。

澁澤さん、そんなところでよろしいですか。では、3点目、どうぞ。

○澁澤委員

2つ目が、2つか3つ含まれていたと思いましたので。

○佐藤会長

そうですか、分かりました。

ほかにご意見、いかがですか。どうぞ、原田委員。

○原田委員

コスモスの原田でございます。2点ほどあります。

まずは、今回、中核機関設置に向けて、船橋市が主体でというお話もございました。44ページの相談の一覧等を見ていただくと、例えば地域包括ケア推進課ですとか障害福祉課ですとか、担当がありますけれども、やはり後見の問題を扱っていく中で、どうしてもお金の問題、特に生活保護とかに関わってくるような件がかなりあるので、もし市が関わるようであれば、今後、生活支援課さんもこの会議に参加していただいたほうが、いろいろな情報の共有や対応がスムーズに行くのではないかと。これも計画があるので次年度になるかもしれませんが、ご検討いただければというのが一点目でございます。他市なんかでも、やはり生活支援課さんが参加されているところも多いので、そういったところも参考という意見でございます。

もう一点ですけれども、例えば船橋の場合、私たちコスモスの会員のほうでも、先ほどちょっとお話がございました地域ケア会議というものの委員として参加をさせていただいているところがいくつかございます。先ほど、事例などを出していくというようなこともありました。地域ケア会議ではそういったものも扱われているのですけれども、46ページのフロー図の中で、そういった既存のあるもの等をどこかに盛り込んでいくのか、また、今あるものをどう生かしていくのか、また、落とし込められるとよりいいのかなと思っています。

意見になってしまいましたけれども、以上です。

○佐藤会長

ありがとうございました。

何か回答がありますか。委員の数については、あまり多過ぎてもというのがあって、事務局のほうでも……。

○原田委員

市のほうですよ。

○事務局（地域包括ケア推進課）

協議会のメンバーにつきましては、まだ決定ではないのですが、来年度は医師会の先生にご参画いただくかは検討しているところでございます。そのほかの委員様につきましては、またこの後、協議会が3回ございますので、皆様の意見を踏まえながら、新しい委員さんについても、引き続きお話しできればと考えているところです。

もう一つは、認知症の方々の支援方法を判断するのに、やはり一人で決めるというのは、かなり支援者にとっては重たいこととなりますので、基本は、先ほどもお話に出ていたチームで決定していくという考え方が重要になってくるかと思われまます。ですので、

地域ケア会議についても、こういった流れの中で活用していくかというところは、またこちらのほうでも考えていきたいと思っております。

○佐藤会長

ありがとうございました。

原田委員、よろしいですか。

○原田委員

はい、ありがとうございます。

○佐藤会長

お医者さんにもぜひ入っていただきたいというのは個人的な感想なのですが、どうも、今年はコロナでそんな暇が全然ないというような回答だったのかな。そんな感じになっているのかなという予想をしております。これは私の個人的な予想ですけれども。

ほかに、ご意見ございますか。どうぞ、矢部委員。

○矢部副会長

司法書士の矢部です。手続的なところで質問なのですが、「具体的な取り組み」の中の施策の中で、先ほどちょっと触れていました「検討」というのが何点かあります。この検討とは、いつ検討するのだろうか。

資料2の今後のスケジュールによると、9月のときにこの案が確定するんですね。ということは、「検討」と書いたまま案で確定なんですか。その後、中核機関とかができて、そこから具体的に検討するのか、それとも、今の段階で検討して、具体的に書いて案として確定させるのか、どちらなのでしょう。

一番気になったのが、36ページの「ライフエンディング事業の実施を目指す体制整備の検討」です。このライフエンディング事業というのが若干抽象的で、具体的にどういった内容かが分からないので、いくらでも幅が広がるし、何もやらないこともできるみたいな感じにも取れるので、この検討は具体的には今検討するのか、後々検討するのかというところです。

○佐藤会長

いかがでしょうか。

○事務局（地域包括ケア推進課）

事務局からです。ちょっと表記が紛らわしい部分もあったかもしれませんが、考え方といたしましては、すぐに今年一年で決められるものではない議題もあるのかなと。継続して、先ほどの身寄りのない方の支援もそうですけれども、時間をかけて考えていかなければいけないものもあるのかなというふうに考えておまして、すぐさま実行できるものではない。ただ、時間がかかるものに関しましても、方向性としては考えていくんだという意思表示のために、そういう表記で載せていく予定でございました。

ですので、まだ具体的にこうだというものが出せないけれども、今後、この協議会等を通じて議論していきましょうという、そんな形でございます。

○佐藤会長

矢部委員、よろしいですか。

○矢部副会長

はい、ありがとうございます。

そうすると、ごめんなさい、しつこいようですが、次年度、中核機関がまずスタートして、例えば、今のライフエンディング事業だったらどこの機関がするのか。協議会で具体的に、じゃあどうやっていきましょうという形で検討する感じになるのか、それとも、中核機関で検討までするのかというところが、今決まっていなくても、イメージとしてはどんな感じなのかなと。すみません、そこだけ。

○事務局（地域包括ケア推進課）

中核機関でも考えていくことにはなるかと思うのですが、もちろん、協議会で皆様のご意見をいただきつつ、今後どういうふうに展開をしていけるのか、具体的にやれることは何なのかというところは、今は計画策定の部分でございまして、なかなか時間が一遍に取れないところは申し訳ございませんが、その辺は皆様の意見を時間をかけていただきながらと考えております。

○矢部副会長

では、必要に応じて、状況によって進めていくという感じですかね。ありがとうございます。

○佐藤会長

ほかに、ご意見おありの方はいらっしゃいますか。

○澁澤委員

今思いついたことを聞いてもいいですか。

○佐藤会長

はい、どうぞ。

○澁澤委員

遠くから来たので、何か聞かなきゃいけないなという気になってきました。

34ページの図とか39ページの図は、あちこちでよく見る図だなと思っております。あちこちというのは、今般始まった重層的整備事業とか、介護保険の地域包括とか、精神障害にも対応する地域包括とか。そういう事業とこのことの重なり合い、そういうふうなイメージというか、それぞれの部局とのすり合わせとか、重層的整備事業に船橋市

さんが取り組まれるのかどうかや、その中にこれを入れていくのかとか、ほかのこういう絵柄との関わり合いというのは、どんなイメージを持ってらっしゃるのでしょうか。

○事務局（地域包括ケア推進課 斎藤課長）

課長でございます。

今おっしゃっていた中の地域包括ケアシステムの構築は、当課でやっております。ですので、医療・介護関係者とのいわゆるネットワークづくりというのは、船橋の場合は既に完成している状況になります。

重層的支援体制整備事業については、国の補助金を獲得して云々ということは、船橋市は現在のところ実施する予定はございません。ですので、今回のこの権利擁護のことも、やはり高齢者の権利擁護をやる上でと仮定するとすれば、それは地域包括ケアシステムの医療・介護のことと十分関係性が密接でございますので、今、国と事業を一緒にしているような中では、こういう絵柄というのは、実は体系図としては大切なものだから載せさせていただいていますが、関係性とすれば、これはもう、地域包括ケアシステムの中の一部というふうに我々は解釈しているところがございます。

○濫澤委員

ありがとうございます。重層的整備事業については、国の担当の人と何度か話合いをしたこともあって、国が描いている絵柄も、あくまで一つの例として示しているだけということなので、介護保険の地域包括をベースにして、そこにこういうのも含めているようなものを入れ込んで、国が求めているような機能を擁していくのは十分良いことだなと思っておりますので、ありがとうございます。

○佐藤会長

ほかに、ご意見おありの方いらっしゃいますか。

そろそろ、予定されている時刻に近づきつつあるのですが、よろしいですかね。

裁判所の方も、今日ご参加いただいておりますので、もし何かコメントがおありでしたら。

○千葉家庭裁判所

裁判所の斉藤です。

私、こういった会議の出席が3回目なので、その前にどういうことを話していたかというのがちょっとよく分からない部分があるのですが、お尋ねしたいのは、裁判所としては、中核機関整備の中でも、利用促進に関してはすごく関心を持って見ているところなのですが、この受任調整の検討というのは、具体的に令和7年ぐらいから始まるというニュアンスなのでしょうか。そこまでは行われたいという感じでしょうか。

○事務局（地域包括ケア推進課）

受任調整のほうはまだ検討中の段階でございます。ほかの法人さんの法人後見の状況

とか、あとは市長申立ての云々とか、そこら辺につきましては、庁内でも他課も交えて検討していくことにはしております。

○千葉家庭裁判所

具体的には、受任調整を例えば三師会の中で行うとか、そういったところもまだ全然決まっていない状態なんですか。

○事務局（地域包括ケア推進課）

さようでございます。

○佐藤会長

勉強会の話には出たのですけれども、どういうやり方をするかということは、まだ決まっていないということですね。

これは裁判所と協議しながら進めるしかない話なので、どこかでまたご相談をさせていただくということになるかと思っておりますけれども。

（２）事務連絡

○佐藤会長

ほかにいかがですか。よろしいですか。よろしければ、事務局のほうで、議事の２つ目ですね。事務連絡をお願いいたします。

○事務局（窪田課長補佐）

議事２の事務連絡に移ります。

まず、今後の協議会のスケジュールです。先ほどもお話が出ました資料２をご覧ください。

この権利擁護支援等推進協議会につきましては、年４回予定しております。次回の第２回権利擁護支援等推進協議会を経て計画の協議会案を作成しまして、パブリックコメントの原案としたいと考えております。

パブリックコメント後、来年、住民説明会を実施していく予定です。来年２月には、成年後見制度利用促進基本計画の確定をさせていただきたいと考えております。

また、協議会の第２回、３回、４回につきましては、来年度の中核機関設置に向けての検討や、事例などを用いて地域連携ネットワークの在り方について検討していきたいと考えております。

スケジュールについての説明は、以上でございます。

最後に、次回の協議会につきましては、９月の２８日を予定しております。正式な開催通知は、後日、改めてご案内をさせていただきます。時間は１４時からを予定しておりますので、よろしくをお願いいたします。

計画策定につきまして、議論の時間が限られておりますので、もしこの計画案につきまして、また意見等何かございましたら、８月中ぐらいをめぐりにお電話、メールにてご

連絡いただければ幸いです。

本日ご議論いただきましたご意見等を踏まえまして、計画の内容について検討してまいりたいと考えております。

また、本日使わせていただいた資料については、ホームページに掲載いたします。お手元の資料は、お持ち帰りいただいて結構でございます。

最後になります。本日、お車でお越しの方がいらっしゃいましたら、お帰りの際、事務局までお申しつけください。事務局からの連絡は以上でございます。

3. 閉会

○佐藤会長

ありがとうございました。

まだあと3回ほどありますので、議論できることはいっぱいあるのかなと思っております。毎回、大体1時間半ぐらい予定をすればよろしいですかね。徐々に徐々に、良い計画になっていくといいかなと思っております。

さっきの澁澤委員のご意見の中にもありましたけれども、図がいろいろ入っております。私もほかの市の計画を見たりすることがありますが、中核機関は二次相談機関であるという位置づけをするという計画が多いのですけれども、この計画は0次相談から始まってそこを説明しているところが、何か面白いかなと思っております。

ただ、非常に人口規模の多いところでの計画ということになりますので、連携といってもどうやって取っていくんだと、かなり難しいところがあるかと思っておりますけれども、この場でいろいろな専門職の方もいらっしゃいますので、4回の中でできるだけ連携がとれた計画案ができるといいかなと思っております。

毎回毎回、いろいろなご意見をいただくと大変私もありがたいと思いますので、よろしくご協力のほどをお願いいたします。

それでは、本日の会議は以上で終了ということにさせていただきます。どうも、ご協力ありがとうございました。

15時29分閉会